

# I 平和祈念事業特別基金設立の経緯等

## 1 戦後処理問題懇談会の設置

戦後処理関係の諸措置は、昭和42年の引揚者等に対する特別交付金の支給（支給実績額約1,636億円）をもって一切完了したとの認識であった。

しかしながら、昭和50年代に入り、①恩給欠格者から軍歴を評価して措置して欲しい旨の要望、②戦後強制抑留者から抑留中の強制労働に対して補償をして欲しい旨の要望、③引揚者から海外に残してきた財産を補償して欲しい旨の要望が強く出された。

政府としては自民党の強い要望等もあり、昭和57年6月に総理府総務長官の私的諮問機関として有識者による「戦後処理問題懇談会」を設け、①戦後処理の在り方、②恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題に対する対処方針について検討することとし、また、同合意により、その検討結果を尊重することとなった。

同懇談会は、2年半、35回にわたる検討の結果、昭和59年12月21日に「いわゆる戦後処理問題については、これ以上国において措置すべきものはないが、関係者の心情には深く心を致し、今次大戦における国民の尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出捐し、事業を行うための特別の基金を創設する」旨の報告を内閣官房長官に提出した。

### ① 戦後処理問題懇談会報告

(昭和59年12月21日)

内 閣 官 房 長 官  
藤 波 孝 生 殿

戦後処理問題懇談会

水 上 達 三  
上 田 常 光  
金 沢 良 雄  
河 野 一 之  
小 林 與 三 次  
牧 野 昇  
吉 國 一 郎

我々は、昭和57年6月30日、総理府総務長官（昭和59年7月1日からは内閣官房長官）から、戦後処理問題をどのように考えるべきかについて意見を述べるよう要請を受け、今日まで懇談を重ねてきたが、別添のとおり意見を取りまとめたので報告する。

(別添)

1 およそ戦争は、国民全てに対し何らかの損害を与えるものであり、全国民がその意味で戦争被害者といえるものであるが、その中で、戦後処理問題とは、戦争損害を国民の納得を得られる程度において公平化するため国がいかなる措置をとるかという問題である。

政府は、これまで、その段階段階に応じて戦後処理を行ってきたところであり、その結果、昭和 42 年、在外財産問題の決着をもって戦後処理は一切終結したことを政府与党間において了解したところである。

しかしながら、戦後 40 年にならんとする現時点において今なお強い要望があるため、我々は、昭和 56 年 12 月の政府・党合意に基づき改めて公正に戦後処理の諸問題を検討してきたところである。この間、議論に必要なあらゆる資料について検討し、また、関係団体等からも意見聴取を行ったが、2ヶ年半にわたるあらゆる面からの検討の結果として、特に重要な恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題及び在外財産問題の三問題について得た結論は、大要次のとおりである。

#### (1) 恩給欠格者問題

国のために家族を残し、命を賭けて戦務に従事したにもかかわらず、戦友とわずかに軍歴期間が異なるために年金恩給を受給できないとする関係者の主張には同情の念なきをえない。これらの方々の中には、恩給制度において、一時恩給又は一時金を支給されている方々もおられるところであるが、年金恩給の受給資格年限等は年金制度における基本的要件、約束事であり、これを勤務終了後数十年を経た今日において、特に軍人についてのみこれを変更することは、恩給制度の根幹に触れるという問題があることは事実であり、また、政府の命令により事実上戦務に参加した準軍属その他多数一般人との関係において権衡を失することとなる。また、年金恩給の受給権発生の問題に関連して、厚生年金保険及び国民年金においても、国家公務員等の共済組合制度同様、年金恩給受給資格年限に満たない短期の軍歴期間を通算せよとの主張がなされているが、この軍歴通算問題については、既に、総務長官が有識者に対し検討を依頼し、昭和 57 年 4 月に「軍歴通算問題に関する報告」——年金恩給受給資格年限に満たない軍歴期間を厚生年金保険及び国民年金に通算することは適当でない——が提出されているところである。

更に、この問題を戦後処理一般の立場で取り上げる場合にも、すべての国民が程度の差こそあれ何らかの戦争犠牲を被り、筆舌に尽くしがたい労苦を体験したという事実に着目すれば、社会衡平の観点からいって問題があろう。

#### (2) 戦後強制抑留者問題

戦争が終了したにもかかわらず、シベリアに強制抑留され方々の労苦は、我々の想像を超えるものがあつたであろう。また、ポツダム宣言に違反して強制抑留され、捕虜の人道的な取り扱いに関する国際慣習に反して過酷な労働を強制された方々に対し対価もほとんど支払われていないことや、事情は我が国と異なるが、西ドイツにおいて補償を行っている例があることから、関係者が国に補償を求める心情は理解に難くない。

一方、国においても、恩給法において抑留加算を設け、未帰還者留守家族等援護法により抑留者の留守家族に対しても留守家族手当を支給する措置を講じているほか、遺族及び傷病者に対し、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷

病者特別援護法により、恩給、年金等の支給、療養の給付等を行っている。過酷な抑留を強いられたことは真に同情すべきではあるものの、それもまた国民がそれぞれの立場で受け止めなければならなかった戦争損害の一種に属するといわざるをえず、また、これに対し何らかの政策的措置を新たに講ずべきかどうかについても、政府がこれまでとってきた上記の措置及び他の戦争犠牲者との間の衡平という観点からも問題があろう。

### (3) 在外財産問題

敗戦及び引揚げの過程で、海外居住者は、財産のほとんどすべてを失うことを余儀なくされたほか、人間関係、生活利益等生活の支えまでも根こそぎ喪失するに至った。しかも、幾多の辛酸をなめながらたどり着いた祖国は荒廃し、頼るべき身寄りもほとんどなかったことから、これらの引揚者の生活再建は困難を極めた。

一方、国においても、引揚者に対しては、引揚時の応急援護、定着援護、給付金の支給、特別交付金の支給等措置を講じてきている。

引揚者は、上記の惨苦をふまえ、失われた在外財産に対し国が法的補償措置を講じることを求めているのであるが、この点に関しては、第三次在外財産問題審議会の答申の結論——国際法上も国内法上も在外財産に対し国に法律上の補償義務はない——が適当であり、また、その後における最高裁の判決もこれを裏付けており、且つ、日中国交正常化及び外務省記録の公開という関係者の主張する新たな事実についても、前者については、日中間の法律関係は日中国交正常化により何ら影響を受けないこと、後者については、当該記録は内部検討資料にすぎず、在外財産の帰趨は平和条約によって判断すべきであることから同答申の結論を変更する必要はないとするのが、我々の共通した意見である。

更に、在外財産喪失者に対するこれまでの措置が公平なものであったかどうかについては、引揚げ直後の応急援護、定着援護、給付金の支給、特別交付金の支給等の措置を通じて、一般戦災者の被った損害と比較し特別であったと考えられる限りにおいては、その公平化が図られたと考えられる。

当懇談会は、戦後処理の基本的な在り方について検討を加え、更に、措置すべきであるにもかかわらず残されている戦争損害があるかどうか、これまでに講じられた措置に不均衡なものがあるかどうか、その後における新しい事実又は事情の変化によってこれまでの措置を見直す必要があるかどうかについて、以上のとおり、特に、恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題及び在外財産問題を中心に種々の観点から慎重かつ公平に検討を行ってきたが、いずれの点についても、もはやこれ以上国において措置すべきものはないとの結論に至らざるをえなかった。

## 2 しかしながら、我々は、戦後 40 年にならんとしなご強い要望を寄せている関係者の心情には深く心を致さねばならない。

すなわち、わずかな軍歴期間の差により年金恩給を受給できない人々にとってみれば、家族を残し、職業を置いて戦地に赴き、生命を賭けて国のために尽くした日々、その間の残された家族の労苦は心を去らなかつたと思われる。

シベリア抑留者にとってみれば、酷寒の地における過酷な強制労働、食料不足による栄養失調、疾病、そして、異境に故郷を思いつつ仆れた戦友の面影等は辛酸を極めた体験として今なお心に刻みつけられているのであり、このような労苦は、当該者にとってなお心の痛みとして償われることなく残されているのである。

引揚者にとって、長年にわたる平和な生活及びその間に培った財産の喪失、不安

と恐怖の生活、逃避行、家族の非命、離散といった悲惨な体験は決して忘れられるものではない。

平和の回復、国交正常化の実現、更に我が国経済の再建復興の達成が上記の多大の犠牲が払われたことの上に立つものであることは、当事者だけでなく、一般国民も理解し、感謝しているところである。

辛酸と労苦に満ちた戦争が終わり、廃墟の上に再建された日本経済の発展はすばらしい。当時の辛酸を知る戦争の被害者は既に高齢化し、この繁栄の中に取り残されつつあるとの感慨を抱くであろうことは、容易に想像できる。自らも寄与したと認める今日の繁栄を戦後処理に結びつけて考える気持ちも理解に難くない。

このような諸事情を考え、この際戦後処理問題に最終的に終止符を打つために、当懇談会としては以下のことが適当と考える。

戦争損害が関係者にとって心の痛みとして償われることなく残っていることをふまえるならば、求められることは、これらの尊い損害、労苦が時日の経過とともに国民の記憶の中から忘れ去られ、風化していくことを防ぎ、更に後世の国民に語り継ぐことであり、国民が戦争により損害を受けた関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことである。このため、今次大戦における国民の尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出捐し、事業を行うための特別の基金を創設することを提唱する。

この基金の事業については、関係者が各々払った犠牲、労苦をもふまえその心情に沿ったものとなることが望まれるが、いずれにしても、具体的な事業内容、関係省庁等が行っている現行の関連諸事業との調整、財源措置、設立形態等この基金の具体化のためには検討・調査すべき点が多々ある。上記基金の具体化のための検討、協議の場を設け、恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題等、それぞれ置かれた事情、損害の性格等の相違をも勘案しつつ、公正かつ国民の納得のいく結論を得ることを望むものである。

このことが、数多くの労苦、損害を被った関係者の心を慰めるとともに、国民が今次大戦における多大な犠牲の上にもたらされた現在の平和に対する思いを新たに、将来へ向けての教訓とすることに資することを願うものである。

(参考)

### 戦後処理問題懇談会名簿

上 田 常 光	鹿島平和研究所常任顧問
金 沢 良 雄	成蹊大学名誉教授
河 野 一 之	太陽神戸銀行取締役相談役
小 林 與三次	読売新聞社代表取締役社長 日本テレビ取締役会長
牧 野 昇	三菱総合研究所取締役副社長
(座長)	
水 上 達 三	社団法人日本貿易会会長
吉 國 一 郎	地域振興整備公団総裁